（略）	
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650
（略）	

（略）	
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
（略）	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（都市緑地法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となつている建築物のうち、第一条の規定による都市緑地法施行規則第九条第一号の規定の改正により当該建築物の緑化率が緑化地域に関する都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度又は地区計画等緑化率条例による建築物の緑化率の最低限度を下回ることとなるものの緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積の算出方法については、第一条の規定による改正後の都市緑地法施行規則第九条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１２１号

札幌市東区北13条東13丁目１番17号　クルーズハウス玉園東201号

債務者　中谷　里美

1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１９８号

札幌市東区本町２条２丁目５番21号　ニューハウス共栄Ｅ号

債務者　鍋島　秀樹

1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２５８号

札幌市東区北49条東13丁目６番22号

債務者　荒木美由紀

1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２６３号

北海道恵庭市大町１丁目９番16―201号

債務者　花岡英里子

1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２７０号

札幌市白石区南郷通18丁目南２番15号　ハイツ管財５号

債務者　須藤　洋子

1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２７７号

札幌市豊平区美園５条５丁目３番30号　エスコート美園中央101号

債務者　谷口　真未

1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部